都市整備の方針について

資料５

１　土地利用の方針

本市は、北部に緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曽川が流れ、中央部の市街地を桜並木とともに清流が流れる美しい自然環境に恵まれた都市です。土地は、市民が快適な生活を送り、自然や歴史・文化を守り、育み、地域の活力を生み出す舞台であるとともに、生活の基盤となる限りある大切な資源です。

人口減少に伴い土地需要が減少する中、これからの土地利用は、選択と集中、重点化の視点から、つくったもの、いまあるものを「活かす」ことにより、都市としての質的な向上を目指すことが引き続き求められています。

（１）土地利用の基本的な考え方

各務原市総合計画では、各務原市がめざす将来都市像「もっとみんながつながる　笑顔あふれる　元気なまち～しあわせ実感　かかみはがら～」の実現に向け、以下の土地利用の基本的な方向性を示し、本市の特性や実情に応じた計画的かつ戦略的な土地利用を推進することとしています。

■住みたい、住み続けたくなる土地利用

各務原アルプスや名勝木曽川などの豊かな自然環境を保全するとともに、歴史・文化などの地域資源や個性を次世代に継承し、それぞれの地域特性にあわせて良好な住環境と調和がとれた土地利用を目指します。都市機能や防災機能の向上、都市緑化の推進に努め、ずっと住み続けたい、住んでみたいと思われる土地利用を進めます。

■人や地域がつながる土地利用

市内のみならず、県内や愛知県などの広域を結ぶネットワークを形成する交通網の充実を図ることで、「ヒト、モノ、コト」の動きを活発にし、本市の強みの１つである「ものづくり」をさらに強固なものにするとともに、商業・観光拠点を充足させる土地利用を目指します。これらの交通基盤と産業基盤を強化し連携させることで、人や地域がつながる土地利用を進めます。

■未来に向けた計画的な土地利用

人口減少、少子高齢化の進展など、目まぐるしい社会経済情勢の変化や気候変動に柔軟に対応するために、地域特性にあわせた目的や整備方針は、都市計画マスタープランを中心とした、各個別計画において具体的な計画として定め、持続可能な土地利用を目指します。本構想の方向性を軸に、「いこい・にぎわい・くらし・しごと・ふれあい」をバランスよく配置・誘導し、未来に向けた計画的な土地利用を進めます。

（２）区域区分の見直しに関する方針

・市街化区域内における住居系市街地は基本的に維持するものとし、都市的未利用地の宅地化の促進を図ります。
・商業系及び工業系市街地については、立地需要への対応を踏まえつつ、産業フレームの範囲の中で市街化区域への編入を検討します。
・現在の市街化区域内において都市的土地利用の困難な地域については、良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図りつつ、今後の土地利用を検討します。

（３）用途地域の見直しに関する方針

・社会情勢の変化に伴う土地利用状況の変化や都市基盤施設の整備状況等、地域の実情に合わせ、適切な土地利用に誘導すべき地区について用途地域の見直しを検討します。
・施設の老朽化等に伴う更新等が可能となるように、周辺の土地利用状況を勘案しつつ用途地域の見直しを検討します。
・緑苑団地等の郊外部の住宅団地について、居住環境を大きく変えない範囲で、一定規模の店舗等を許容する用途地域への見直しを検討します。

（４）市街化区域の土地利用方針

❶住居系地域

住居系地域については、市街地における道路、公園・緑地（オープンスペースの確保）、下水道などの都市基盤整備や未利用地の有効活用などに努め、緑あふれる暮らしやすい環境の整備を推進します。

今後の高齢社会における生活利便性の確保や環境負荷の低減といった観点から、郊外部における住居系市街地の拡大を抑制するとともに、鉄道駅周辺においては、人口の集積が進んでいることから、建物の機能更新にあわせ、権利者等の関係者の協力を得ながら、街区の再編により中高層の集合住宅を整備するなど、居住環境の改善に向けた施策を検討し、住宅・宅地の供給を促進します。また、郊外にみられる既存の大規模住宅団地等についても、暮らしやすさが確保できるよう日常生活の利便性向上を図ります。

複合市街地

都市拠点及び中心市街地に位置づけ、既成住宅地が立地するほか、都市機能の集積を図る各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺と鵜沼駅・新鵜沼駅周辺に設定します。

本地域では、交通の利便性を活かし、市民だけでなく市外からの来訪者もその利便性を享受できるよう、多様で魅力ある都市機能の立地促進を進めるとともに、これらと調和した住宅地の形成を図ります。古くからの住宅地を形成している既成住宅地については、空家対策や道路・公園等の基盤施設の再編等により居住環境の改善を促進するとともに、鉄道駅周辺の都市的低未利用地の残る地域については、土地の利活用、高度利用を検討します。

住宅地

交通利便性の高い鉄道駅周辺の住宅地および平成中頃までに市街化区域に編入された住宅地に設定します。鉄道駅周辺の交通利便性の高い住宅地については、一般住宅や中高層の集合住宅の立地を促進し、引き続き人口の集積を図ります。また、医療施設、介護福祉施設等の生活利便施設との複合化により、多様な住民ニーズに対応する居住機能の集積を促進します。平成中頃までに市街化区域に編入された住宅地については、都市的未利用地が残存していることから、地区計画や土地区画整理事業による基盤整備を進めることにより、未利用地の宅地化及び公園・緑地等の基盤整備用地としての活用を促進し、ゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。

大規模住宅団地等

市街地郊外の団地造成により形成された大規模住宅団地等に設定します。低層の戸建て住宅地と中高層の集合住宅地で形成されており、住宅地として成熟しています。低層の戸建て住宅地については、良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、空家対策として、地区内にみられる空家の中古住宅の流通を促進します。中高層の集合住宅地については、社会情勢の変化にあわせ、集合住宅の集約化や用途地域の見直しを検討します。

また、高齢化の進行に伴い、日常生活に支障をきたすことが考えられる地区については、医療・福祉施設の適正な配置や移動、買い物支援等の充実を図ります。

❷商業系地域

商業系地域については、賑わいのある商業空間の創出を目指して、都市景観に配慮しながら駅前広場空間の施設や道路などの整備を進めるとともに、土地の高度利用を促進し、都市機能の向上を図ります。

また、住居系地域同様、高齢社会の到来等を見据え、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積を促進します。

商業地

那加駅・新那加駅、各務原市役所前駅、六軒駅、各務ケ原駅・名電各務原駅、鵜沼駅・新鵜沼駅の周辺地区は、それぞれ本市の既成住宅地における拠点的商業地としての役割を果たしています。今後も歩道整備等のハード的な事業や商店街活性化施策等のソフト的な事業の展開により既存機能の強化・充実を図ります。

鵜沼駅・新鵜沼駅周辺地区では、自由通路や駅前広場、土地区画整理事業等の都市基盤整備が進められ、利便性が向上していることから、土地の有効・高度利用を促進し、商業系土地利用への誘導を検討します。

また、(都)一般国道 21 号線、(都)岐阜蘇原線（いちょう通り)、(都)岐阜鵜沼線、（都）坂祝バイパス及び(都)江南関線沿道等については、交通利便性を活用した商業業務系施設の立地が進んでおり、今後ともその機能の充実を図ります。

大規模集客施設立地エリア

東海北陸自動車道の岐阜各務原インターチェンジ周辺北側においては、大型商業施設を中心に高速交通体系の交通利便性を活かした広域的な商業地形成を図ります。

また、大型商業施設が立地する鵜沼各務原町、那加巾下町、蘇原青雲町、鵜沼西町及び三井町については、引き続き商業系土地利用の維持・集積を図ります。

❸工業系地域

工業系地域については、自然との調和に配慮しながら、土地利用と良好な工場経営が円滑に行える環境の確保を図ります。また、既存の工業地、工業団地の高度化・拡充へのニーズに対応するとともに、幹線道路沿道の地域においては、新規産業の受け皿となる工業用地の確保に努めます。

工業地

周辺に住宅地が立地する既存工業地については、工場施設内における緑地の確保等により、周辺の市街地環境に留意しつつ、工場経営が円滑に行える環境の維持・拡充を図ります。

専用工業地

川崎町周辺地区及び金属工業団地、各務原工業団地、テクノプラザ、岐阜木材工業団地、各務東町工業団地、山崎工業団地、各務原町７丁目工業団地、テックフォルテ各務原の工業団地は、本市の重要な工業地としての役割を果たしていることから、今後も専用工業地として現有機能の維持・強化、規模拡大を図ります。

なお、テクノプラザについては、産学官連携拠点として位置付け、高等教育機関や企業とも幅広く連携し、新たな産業活力の創出を図ります。

（５）市街化調整区域の土地利用方針

❶優良な農地との健全な調和に関する方針

農業系地域については、農地が市民生活を支える農産物の生産地域であるとともに、雨水の保水・遊水機能や地下水の涵養機能、緑地的空間機能など多面的な機能を有することを重視し、優良農地の保全に努めます。特に、新境川を水利とする市域北部の水田を中心とする地域と、畑地が主である鵜沼地域の農地については、生産性の高い農業を営む農地として保全を図ります。

❷災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

北部丘陵地は、本市の主要な市街地河川である新境川の上流にあたり、土砂及び市街化による流出量の増加を防ぐ防災的観点等から、砂防指定地及び保安林の開発を抑制します。また、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、土砂災害の危険箇所を新たにつくらないために無秩序な宅地開発等を抑制します。

❸自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林・緑地・水辺系地域についてはその保全に努めます。また、市民生活にうるおいとやすらぎを与える場として整備・創造を図り、自然共生型の土地利用に努めます。

・飛騨木曽川国定公園並びに特別緑地保全地区に指定されている八木山の保全を図ります。
・前渡不動及び長平山の独立峰、外山、北山、金毘羅山等の樹林地や段丘崖に位置する斜面緑地、八坂神社、加佐美神社等の社寺林は、地域の重要な緑として保全を図ります。
・国営木曽三川公園各務原緑地及び新境川・大安寺川は市街地内の貴重なオープンスペースとして整備・保全を図ります。
・苧ヶ瀬池の水辺空間と愛宕山南側斜面緑地を景勝地として保全を図ります。
・伊木山、うぬまの森など居住地域の近郊にある山林の保全に努め、市民が緑と親しむ憩いの場として活用します。

❹秩序ある都市的土地利用に関する方針

市街化調整区域については、無秩序な土地利用が進まないよう開発許可の適切な運用を引き続き行うものとします。

一方で、新たに整備される幹線道路沿道のうち、工業系や商業系の都市的土地利用の需要が見込まれるエリアにおいては、土地利用規制や営農状況等との調整を図りつつ、土地利用転換を検討します。また、即時の市街化編入が難しい地域においては、優良農地との調整を図り、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、地区計画等の手法を活用するなどして秩序ある土地利用を検討します。

住居系の土地利用においては、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るため、地区計画や条例区域指定等により、適切な土地利用を誘導し、地域の実情に応じたまちづくりを推進するとともに、集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺の環境に配慮しながら適切な立地を図ります。

幹線道路沿道エリア

・(都)岐阜鵜沼線沿道

優良農地との調整を図りつつ、市街地の東西軸として交通利便性を活かした沿道立地型の商業系施設や工業系の土地利用を検討します。

・(都)犬山東町線バイパス沿道

東の都市拠点や大規模集客施設立地エリアに隣接するため、商業系の土地利用を検討します。

・(都)各務原扶桑線沿道

幹線道路整備の進捗や営農状況などの社会情勢の変化を踏まえつつ、優良農地との調整を図り、愛知県へとつながる道路ネットワークの広域性を活かした工業系の土地利用を検討します。

・各務山周辺地区

テックフォルテ各務原においては、各務山基本構想との調整を図りながら、一体的な工業団地としての土地利用を図ります。また、ＪＲ各務ケ原駅北側の地域においては、周辺の土地利用の状況や都市基盤整備等の社会情勢の変化に伴い、地域の実情に合った土地利用を検討します。

・岐阜各務原インターチェンジ周辺地域

東海北陸自動車道の交通利便性を活かし、既存の大規模集客施設、工業団地と新たな産業用地が調和した拠点の形成・拡充を図ります。

鉄道駅近接エリア

交通利便性に優れた鉄道駅に近接する地域において、無秩序な開発等による不良な街区の形成や用途の混在を防止するため、地区計画制度の活用などにより、良好な住環境の形成を図ります。

❺地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する方針

特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域として工場立地特例対象区域に位置づけられた地域については、優良農地との土地利用調整を行った上での土地活用を検討します。

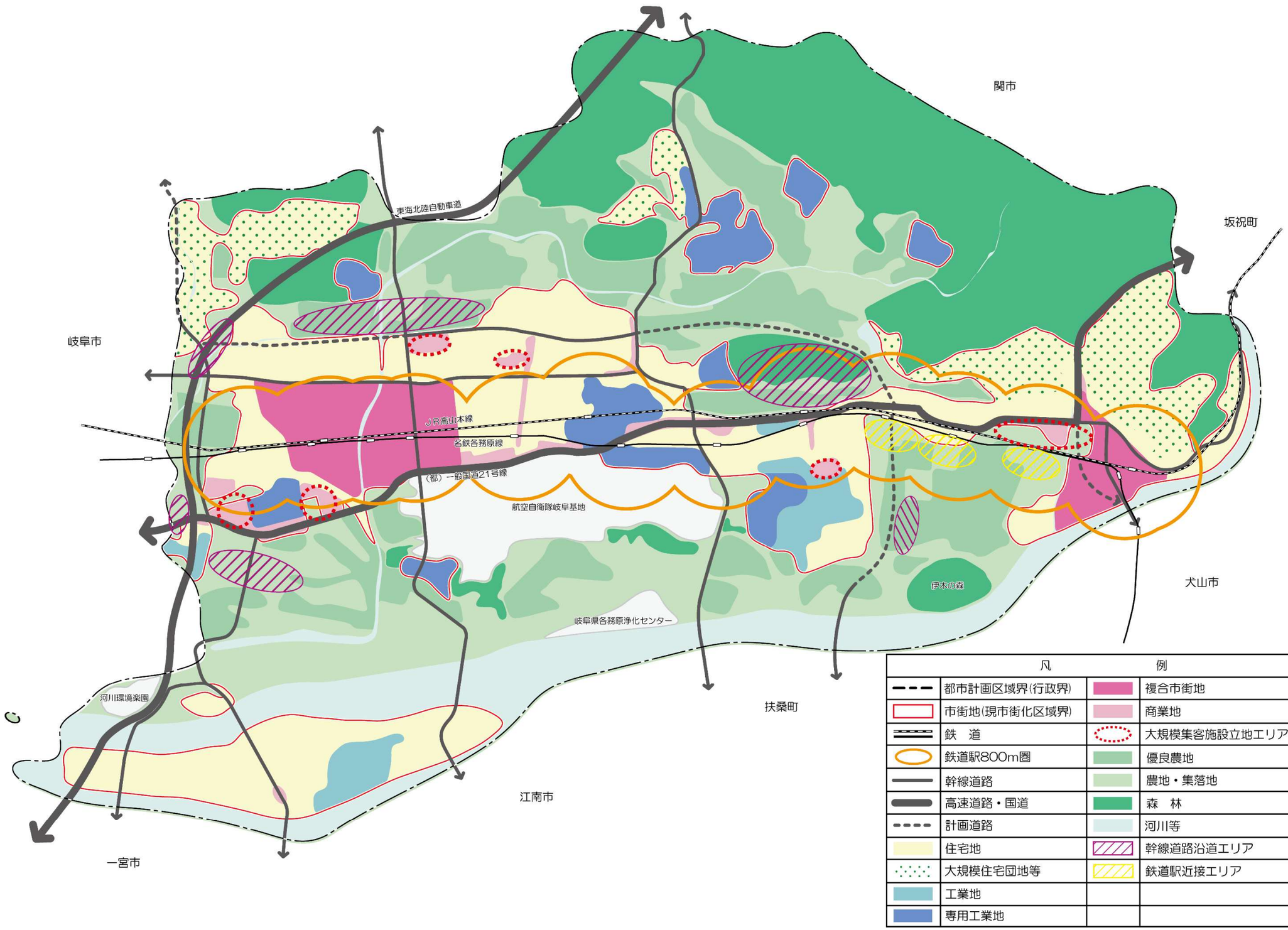
関市
坂祝町
東海北陸自動車道
岐阜市
JR高山本線
名鉄各務原線
（都）一般国道21号線
航空自衛隊岐阜基地
伊木の森
犬山市
岐阜県各務原浄化センター
河川環境楽園
扶桑町
江南市
一宮市
凡　例
都市計画区域界(行政界)
市街地(現市街化区域界)
鉄　道
鉄道駅800m圏
幹線道路
高速道路・国道
計画道路
住宅地
大規模住宅団地等
工業地
専用工業地
複合市街地
商業地
大規模集客施設立地エリア
優良農地
農地・集落地
森　林
河川等
幹線道路沿道エリア
鉄道駅近接エリア

図　土地利用方針図

2　都市施設

（1）道路

本市の道路は、幹線道路を軸とし、本市と近隣市町とを結ぶ主要な広域幹線道路網が形成されています。さらに軸となる幹線道路から補助幹線道路・生活道路（地区の街区を構成する道路であり、主に沿道に住む人が利用する道路）がつながり、道路ネットワークが形成されています。

本市は比較的平坦な地形であるため、市民が徒歩や自転車で快適に移動できる交通環境に適しており、自動車に過度に依存しないコンパクトなまちづくりや通学路の安全確保、近隣市町と連携したサイクリングロードの整備等の観点から、歩行者・自転車ネットワークを形成するための整備が求められています。

❶幹線道路・補助幹線道路

本市においては、都市の骨格を形成する幹線道路、幹線道路を補完し、主に地域内交通を幹線道路へ誘導する機能を有する補助幹線道路の整備を促進し、幹線・補助幹線道路ネットワークを構築します。

〇整備促進路線（短期）（中長期）

今後整備を促進すべき主要な路線については、以下の通り計画的な整備を行います。

表　整備促進路線（短期）

路線名	目的
(都)犬山東町線バイパス	鵜沼地区における交通流動の円滑化及び(都)一般国道 21 号線に連絡する都市間交通※路線として整備します。
(都)各務原扶桑線 【(仮)新愛岐大橋～ (主)芋島鵜沼線】	広域的通過交通※や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、愛岐大橋上流側に(仮)新愛岐大橋を架橋し、(主)芋島鵜沼線に至る新設路線を整備します。
(都)岐阜鵜沼線 【(都)日野岩地大野線～ (主)川島三輪線】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備します。
(都)日野岩地大野線 【(都)金町那加岩地線(岐阜市)～ (都)岐阜蘇原線】	本市西部の新たな南北軸、また都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として、早期に整備する必要がある路線として整備します。

※都市間交通：各都市間を結ぶ交通。
※広域的通過交通：ここでは、高規格幹線道路等を利用し、広い範囲の移動を目的に本市内を通過する交通のことをさす。

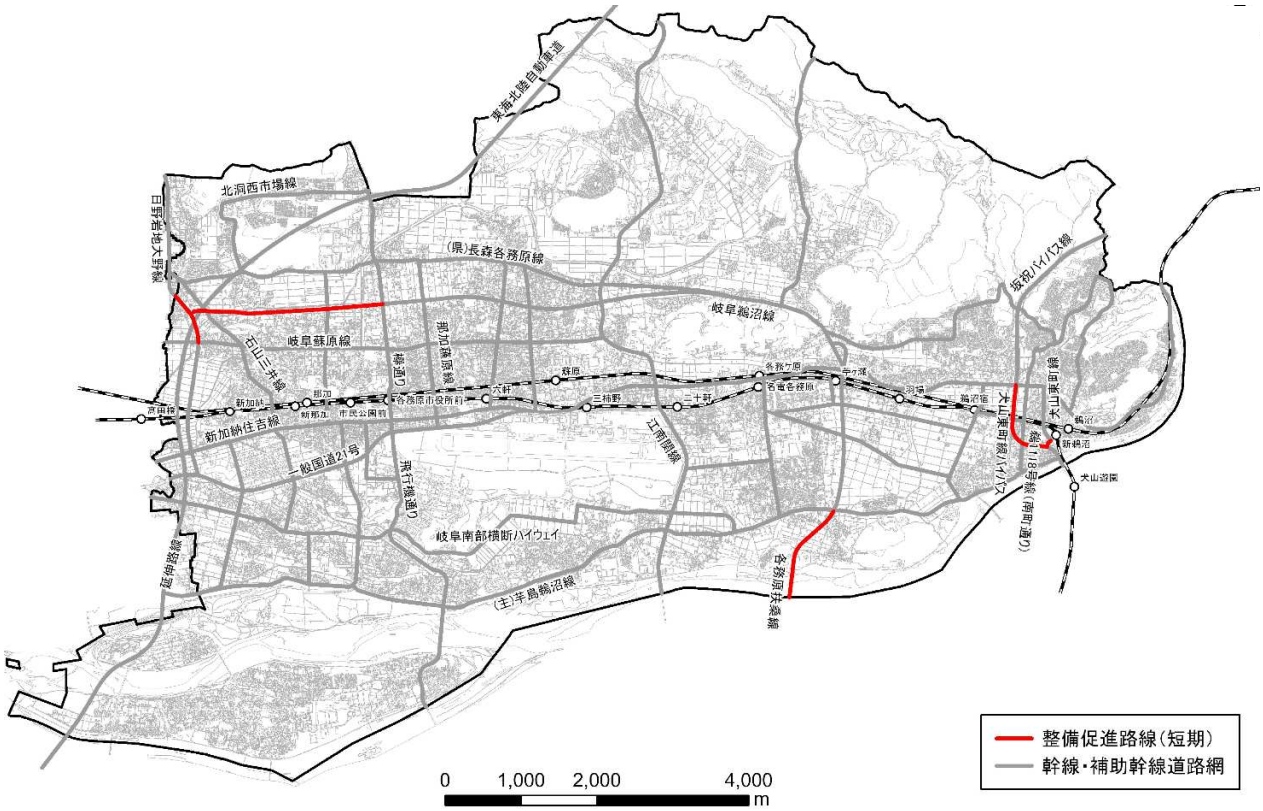

図　整備促進路線（短期）

表　整備促進路線（中長期）

路線名	目的
(都)一般国道 21 号線	本市を東西に横断する広域的な幹線道路であり、経済・産業・防災等の重要な役割を果たす路線として整備を促進します。
(都)坂祝バイパス線	(都)一般国道 21 号線に連絡し、都市間及び広域的通過交通の円滑化並びに、慢性的な渋滞の緩和を図るバイパス路線として４車線化整備を促進します。
(都)岐阜鵜沼線 【(都)江南関線～ (都)一般国道 21 号線】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進します。
(都)日野岩地大野線 及び延伸路線	岐阜地域の環状線の一部を形成し、また本市西部の南北軸として都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進します。また、川島地区との連絡を強化するため、当該路線の延伸を検討します。
(都)各務原扶桑線 【(都)岐阜鵜沼線～ (主)芋島鵜沼線】	広域的通過交通や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、(主)芋島鵜沼線から(都)一般国道 21 号線、(都)岐阜鵜沼線に至る新設路線の整備を促進します。
(都)江南関線	本市の南北道路交通の軸となっており、広域的通過交通や都市間交通が集中する路線として整備を促進します。
(都)石山三井線	本市西部の南北道路交通路線として、地区間を結ぶ地域的な役割の道路として整備を促進します。
岐阜南部横断ハイウェイ	(都)一般国道 21 号線に集中する広域的な通過交通を市街地外へ誘導するとともに、本市南部地域の東西軸を形成する主要な幹線道路としての機能が期待されていることから、当該道路の整備を促進します。

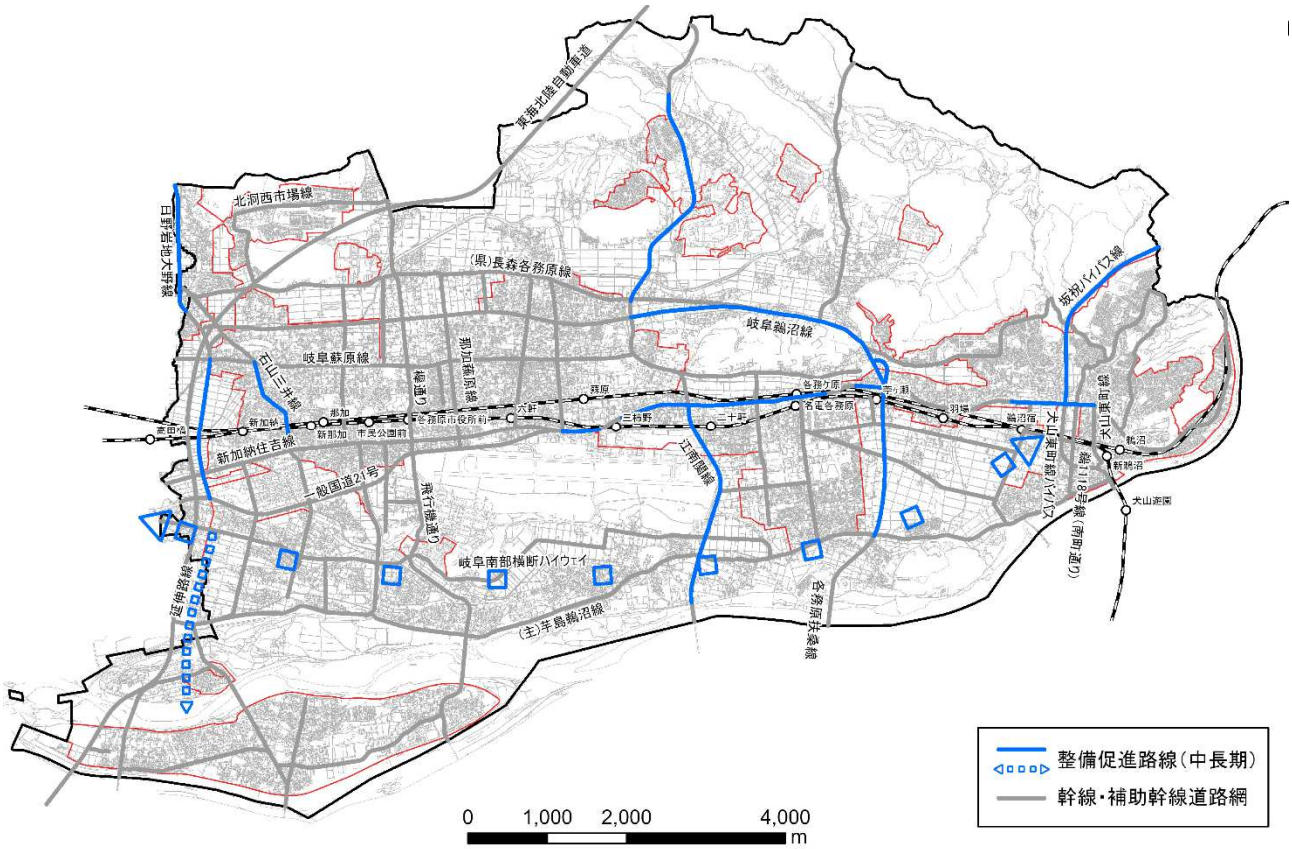

図　整備促進路線（中長期）

〇都市計画道路の追加・変更及び廃止の方針

社会経済情勢の変化や将来のまちづくり及び都市計画道路像を勘案し、必要に応じて都市計画道路の見直し（追加、変更、廃止等）を行います。

近年では、以下の路線について変更及び廃止を行いました。

表　都市計画道路の変更・廃止箇所

名称	都市計画決定	内容
(都)新那加町線	令和 5 年 1 月 25 日 市告示第 40 号	新那加駅前広場の追加 車線数の決定　2 車線
(都)日野岩地大野線	令和 5 年 12 月 6 日 市告示第 112 号	区域の変更（岩地川架橋部）

❷生活道路

地域内交通のうち、既成市街地及び集落地における生活道路の多くは、６m未満の狭幅員道路によって構成されており、交通安全上及び防災上の問題が懸念されています。特に、幅員４m未満の狭あい道路については、緊急車両（消防車：タンク車及びポンプ車）の進入が困難な道路も多くみられ、火災などの日常的な災害時の安全性を確保するといった観点からも大きな問題を有しています。したがって、狭あい道路沿いに設置されたブロック塀については、災害時の倒壊や見通しの悪さ等から危険性が大きく、狭あい道路の解消にあわせ、その改善が求められます。

狭あい道路が多くみられる地域については、行政側が主体となって道路拡幅又は新設道路の整備により安全で快適な居住環境の確保を図る必要があり、こうした生活道路の実態を踏まえ、以下にその整備方針を示します。

〇既定計画の整備促進

既定計画（都市計画道路、地区計画、市道計画）の整備を図ることで、既定計画路線の整備を促進することを方針とします。

〇住民参加による主要な生活道路の計画づくりと整備促進

既定計画が無い場合は、今後、住民参加により主要な生活道路の整備路線を検討し、その整備促進を図ることを方針とします。

・幹線・補助幹線道路の整備により、住宅地への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道の確保を検討します。
・主要な生活道路における交差点改良（隅切りの設置等）を検討します。
・住宅地等における歩行者優先道路の面的な整備を検討します。
・通過交通の流入しにくい面的な交通規制の導入を検討します。

〇幅員４m未満の生活道路の解消

幅員４m未満道路の多い既成市街地や集落地において安全で快適な住環境を確保するため、建築基準法第 42 条第２項に規定された道路（以下、「２項道路」という）について、狭あい道路整備事業など生活道路整備に関する支援及び奨励制度を活用し、個々の建築行為と連動しながら確実に後退用地の確保を進めるなど、地域住民の理解と協働により幅員４m未満の道路の解消を図ります。

具体的な取り組みとして、地区計画道路の整備や、２項道路における確実な後退用地の確保（道路中心線より２mは寄付受納、寄付を確実に促すため、分筆登記費用等の一部を補助、寄付受納後、市による後退用地部分の整備）等を実施します。

❸歩道・自転車ネットワーク

主要な幹線道路や自転車・歩行者の交通量が多い道路、また通学路に指定されている道路において、歩道や自転車歩行者道の整備を順次進めます。歩行者・自転車ネットワークの形成に向けた方針を示します。

・都市計画道路や市内の主要な道路である歩道等促進路線について、歩行者・自転車交通量を踏まえつつ、歩道や自転車歩行者道等の整備を進めます。
・自転車活用推進計画を策定し、市内の主要な道路について、安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するとともに、自転車の利活用に向けた施策に取り組みます。
・木曽川河川敷等に整備したサイクリングロードについては、周辺の一般道路も含めたコースを設定するなど、関係機関や近隣市町と連携しながらさらなる利活用について検討します。
・主要鉄道駅等におけるレンタサイクル・システムの導入を検討します。

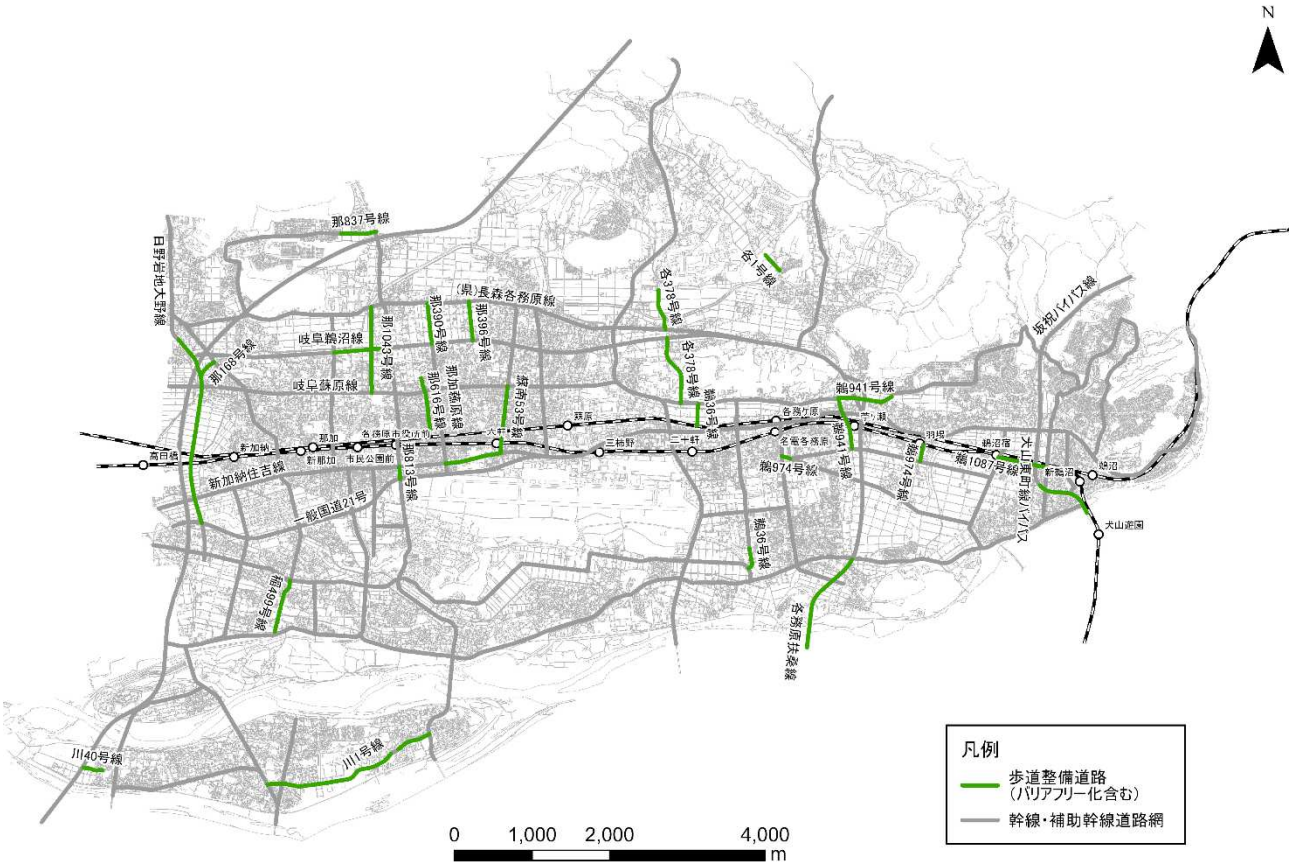

図　歩道等整備促進路線

（２）公共交通

本市の鉄道は、JR 高山本線（駅数４）と名鉄各務原線（駅数 12）が市域中央部を東西に平行して走り、地域間交通を担う輸送機関として重要な役割を果たしています。

またバス路線は、岐阜バス、名鉄バス、各務原ふれあいバスが運行されており、デマンド交通としてチョイソコなどが市民の移動手段として活用されています。

本市においては、鉄道を軸に持続可能なコンパクトなまちづくりとネットワークづくりを推進することとしており、人の移動のみならず、環境、社会福祉、健康増進、商業、観光振興など様々な役割が公共交通に期待されています。

❶鉄道・バス

- バリアフリー化や運行の維持等について関係機関と連携し、利用しやすい環境の整備と移動手段の確保に努めます。
- 身近な交通手段とされている路線バスの維持に努めるとともに、ふれあいバスとチョイソコの評価･検証を行い、必要に応じ運行内容の見直しを実施します。

❷持続可能な公共交通ネットワークの形成

- 令和6年3月に策定した各務原市地域公共交通計画に基づき、鉄道（JR、名鉄）、路線バス（岐阜バス、名鉄バス）、各務原ふれあいバス、チョイソコかかみがはら･かわしま等との相互連携強化により、市内の公共交通ネットワークの維持に努めます。
- 公共交通を快適に利用できるようにするため、乗降環境を整備し、引き続き地域にあった交通サービスの提供に努めます。

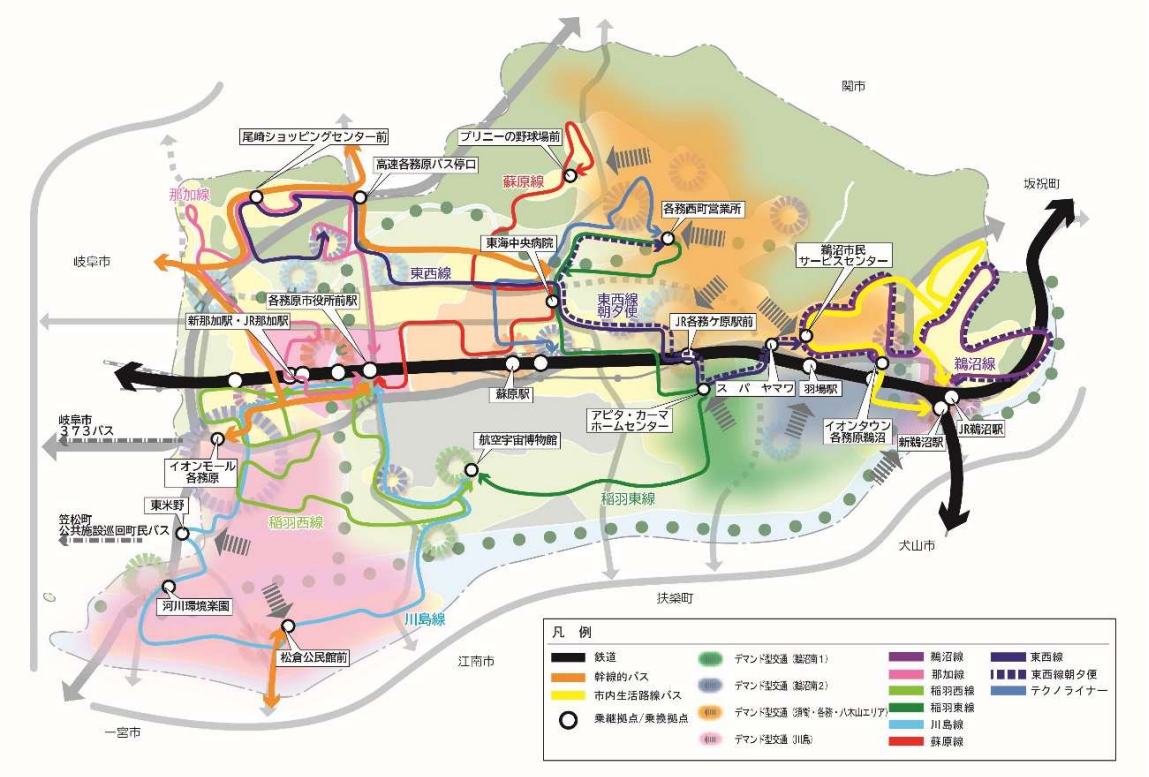

図　公共交通ネットワーク

（3）公園・緑地

本都市計画マスタープランにおける公園・緑地の方針は令和 8 年度に改定した「緑の基本計画」を受けるものとします。今までの「緑の基本計画」に基づく取り組みにより創出された「まちの緑」と長い歴史の中で形成された「豊かな自然」が調和した緑豊かなまちづくりを目指すため、特徴ある「緑の拠点」や樹林地などを保全していきながら、緑の骨格を形成している道路や河川の緑の充実を推進することで、各拠点やエリアが連携し、緑の将来像の実現を図ります。

○緑の配置方針

本市における特徴ある「緑の拠点」や樹林地などを保全していきながら、緑の骨格を形成している道路や河川の緑の充実を図ることで、各拠点や各エリアが連携し、緑の将来像の実現を図ります。そのための緑の配置方針を設定します。

区分	名称	凡例	配置の方針
緑の骨格	水と緑のネットワーク		木曽川や大安寺川の水辺環境や新境川の百十郎桜など水と緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を水と緑のネットワークとして位置づけます。
	主な樹林地		北部の緩やかな丘陵地や三井山などの独立峰の緑豊かな樹林地のこと。
	河川・ため池等の水辺		木曽川や新境川などの市内を流れる河川や苧ヶ瀬池などの市内に点在するため池のこと。
緑のエリア	緑の活用エリア		都市公園や街路樹等の緑が配置されている市街地について、既存ストックとして緑の機能を最大限活かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や良好な住環境の保全を行う緑の活用エリアとして位置づけます。
	緑の保全エリア		市街地縁辺部の樹林地や農地、河川沿いの水辺環境は、市の骨格となる良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全していくエリアとして位置づけます。
	グリーンインフラ推進エリア		市全域においてグリーンインフラの取り組みを推進しますが、立地適正化計画と連動し、特に居住誘導区域においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に推進していくエリアとして位置づけます。
緑の拠点	賑わいと交流の拠点		近隣・地区・総合公園や国営公園など広大な緑を有する公園や市を代表する主な公園は、市内外から多くの人が訪れ親しまれる場であることから、これらを賑わいと交流の拠点として位置づけます。
	レクリエーション拠点		陸上競技場などを有する総合運動公園や川島スポーツ公園は、レクリエーションの場として市民に活用されていることから、これらをレクリエーション拠点として位置づけます。
	歴史・文化の拠点		炉畑遺跡公園や新加納陣屋公園など歴史的な資源と一体となった緑は、本市の歴史や景観を継承する環境を形成しているため、歴史・文化の拠点として位置づけます。

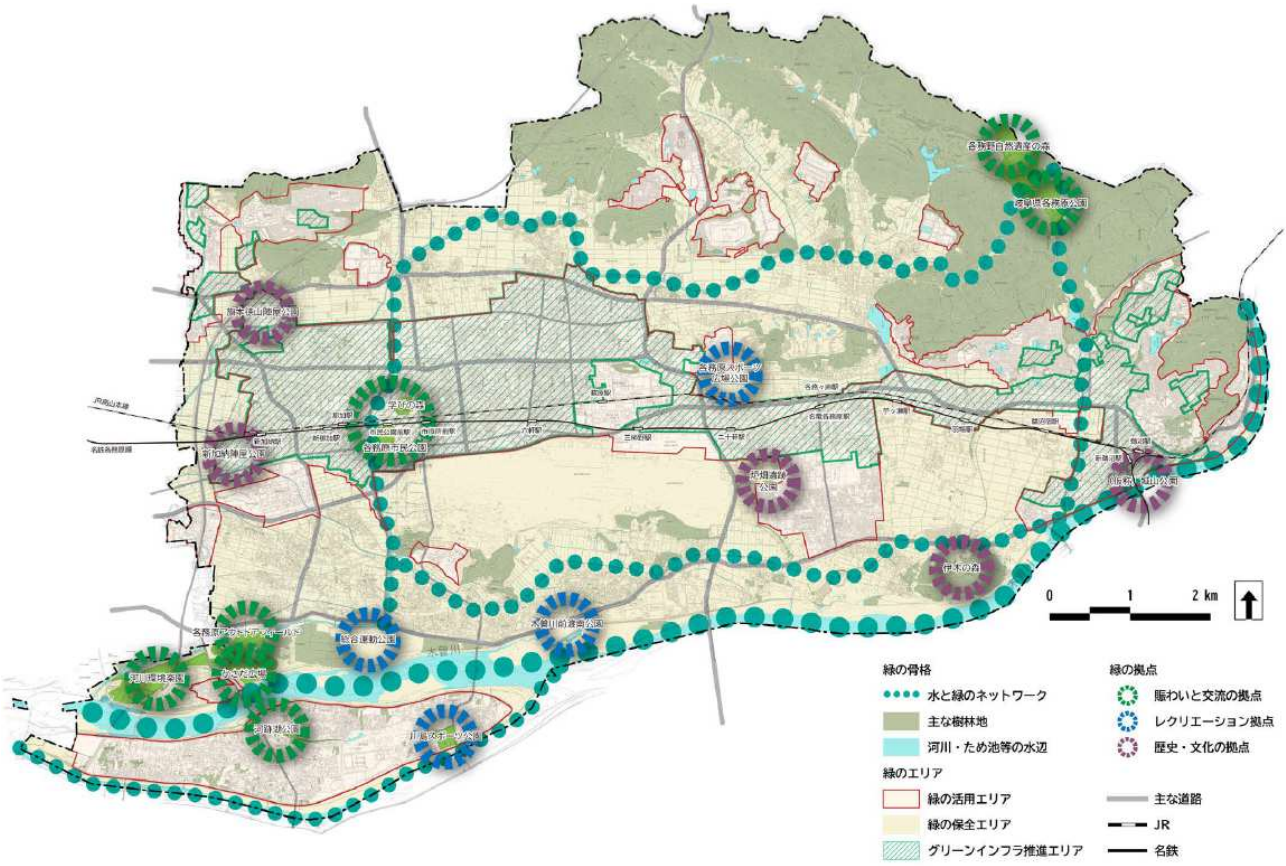
0
1
2 km
緑の骨格
水と緑のネットワーク
主な樹林地
河川・ため池等の水辺
緑のエリア
緑の活用エリア
緑の保全エリア
グリーンインフラ推進エリア
緑の拠点
賑わいと交流の拠点
レクリエーション拠点
歴史・文化の拠点
主な道路
JR
名鉄

図　緑の将来像図

（４）下水道

下水道は、快適な生活環境の実現や公共用水域の水質保全及び浸水防除等の重要な役割を担うとともに、地域の持続的な発展のため、なくてはならない社会基盤整備です。

❶公共下水道事業（汚水）

本市の公共下水道事業（汚水）は、投資効果の高い市街化区域を優先的に整備してきた結果、市街化区域における整備は概成しています。

今後、市街化調整区域の既存集落への下水道整備を進めるにあたっては、少子高齢化による人口減少を迎えようとするなか、財政状況や費用対効果を十分に精査するとともに、整備区域の選定等については地域の特性を的確に把握し、経済的かつ効率的に整備できるよう慎重に検討します。

また、経年劣化により老朽化した施設については、ストックマネジメント計画に基づき更生工法等の整備手法による延命化を図るとともに、計画的な維持管理を行います。

下水道が既に整備された区域の未接続世帯については、戸別訪問等により普及促進を図っていきます。

表　下水道（汚水）整備状況

項　目	状　況	備　考
全体計画面積	5,149.7ha	
事業計画面積	3,082.0ha	
供用開始面積	2,688.1ha	
行政区域人口	144, 451人	
供用開始人口	121, 264人	
下水道普及率	83.9%	供用開始人口／行政区域人口

令和５年度末現在

〇整備目標

・令和 11 度末における下水道普及率（下水処理区域内人口／総人口）を 85.6%にすることを目標とします。

・各務原市下水道総合地震対策計画に基づき重要な幹線等の耐震化を図ります。
現在重要な幹線等の耐震化率は、令和６年度末で 67.0%ですが、それを令和 10 年までに 72.4%とします。

・未整備区域の下水道整備の推進については、令和１８年度までに費用対効果が見込める区域についての整備を順次進めていきます。

・各務原市上下水道耐震化計画に基づき、防災拠点や避難所など 16 施設に接続する上下水道管路等の耐震性能確保を図ります。

・令和 11 年度までに各務原市役所を含む３施設に接続する上下水道管路等の耐震性能を確保します。

〇主要な施設の整備方針

今後は、下記の下水道施設の整備を引き続き進めます。

・下水道においては、岐阜県の全体計画の見直し及び事業計画変更の時期に合わせて、本市の事業計画区域を適切に設定し、市街化調整区域内の既存集落における整備を順次進めます。

〇主要な施設の整備目標

今後は、下記の下水道施設の整備（汚水）を引き続き進めます。

表　今後の主要な施設の整備目標

種別	名称	備考
下水道（汚水）	公共下水道	那加成清、蘇原第２、桜町、朝日、三ツ池、南町、宝積寺、三井、上戸の各処理分区の一部

❷公共下水道事業（雨水）

近年増加している局地的な豪雨による浸水被害を防ぐため、雨水幹線や貯留施設などの公共下水道（雨水）の整備を推進します。

〇主要な施設の整備方針

今後は、下記の下水道施設の整備（雨水）を引き続き進めます。

・事業計画区域の拡大を図り、雨水幹線や貯留施設の整備を促進します。

〇主要な施設の整備目標

今後は、下記の下水道施設の整備（雨水）を引き続き進めます。

種別	名称	備考
下水道（雨水）	雨水幹線 雨水貯留施設	三井第１排水区、飛行場排水区、宝積寺第１排水区、巾下排水区、朝日排水区

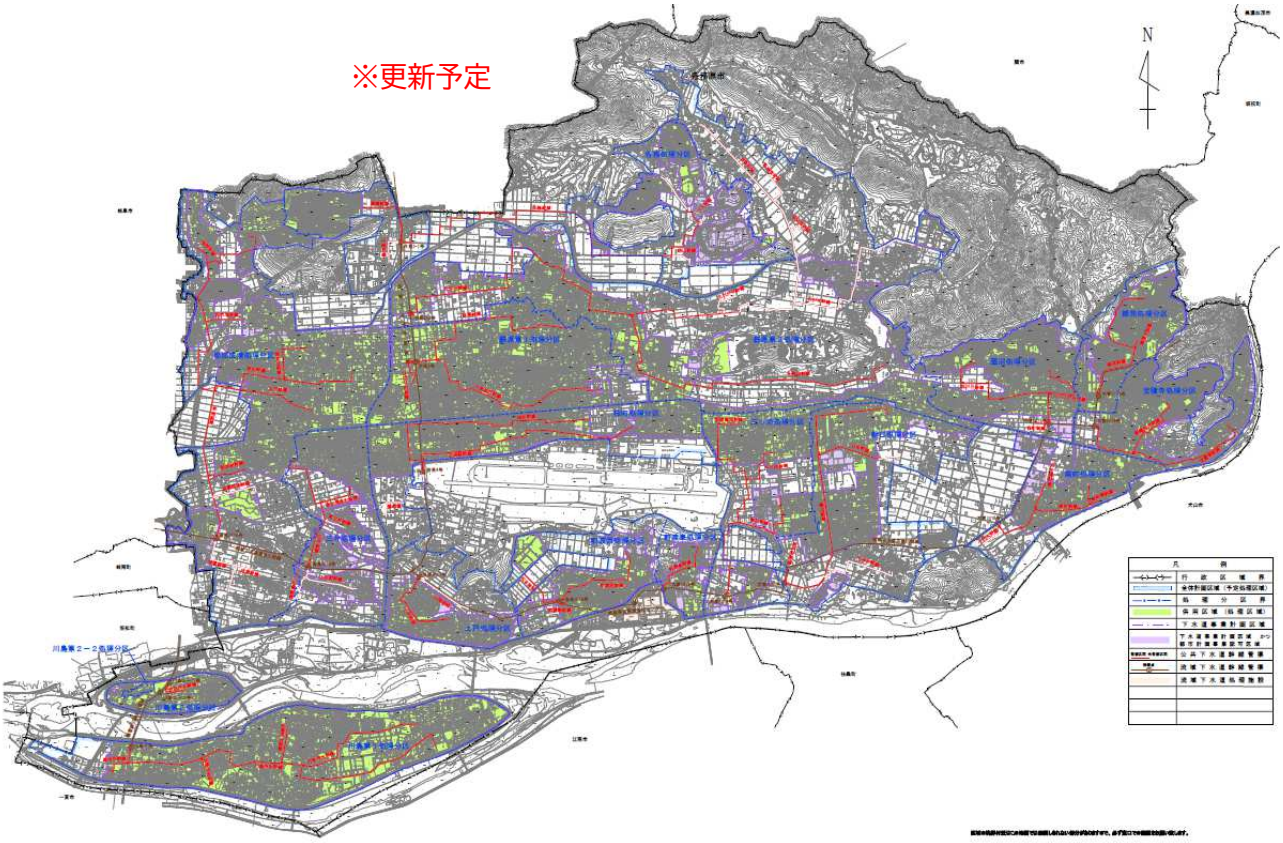

図　下水道（汚水）の整備予定図

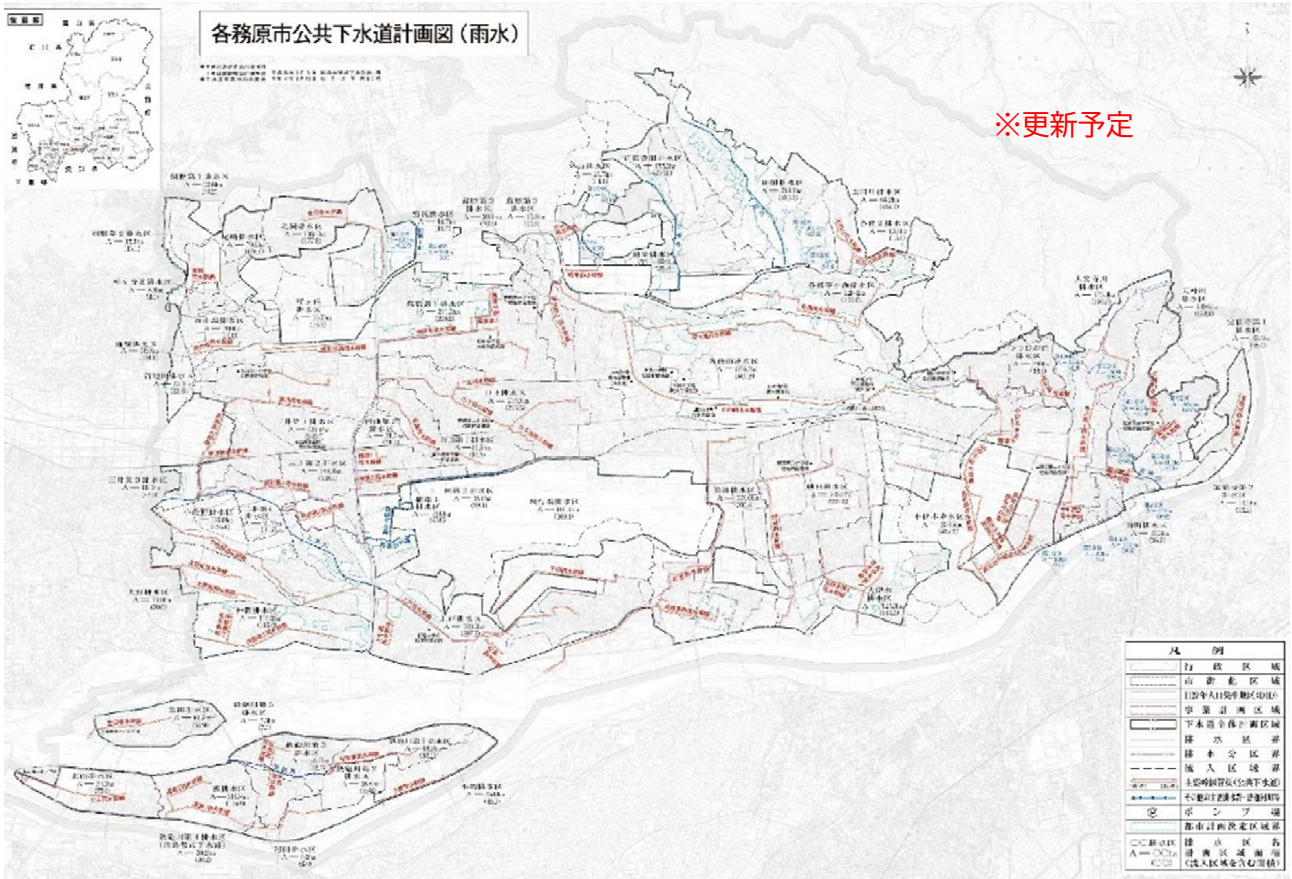

図　下水道（雨水）の整備予定図

（５）河川

境川流域整備計画に基づき、流域の有する自然の保水・遊水機能を維持または向上させるために、公共公益施設等を活用した貯留施設の整備や、開発事業者に対し雨水流出抑制施設などの整備を指導するなど、総合的な治水対策を促進します。

浸水被害の防止のため、緊急性や危険性の高い河川の改修や維持管理を推進します。

〇主要な施設の整備方針

・境川流域整備計画に基づき、公共公益施設における貯留施設の整備を推進するとともに、開発事業者に対し、雨水の流出抑制対策の整備を指導していきます。
・市が管理する普通河川の改修や補修による維持管理を行います。
・国及び関係機関と連携し、一級河川木曽川（鵜沼宝積寺町、川島北山町周辺）の堤防整備を促進します。

〇主要な施設の整備目標

今後は下記の河川施設の整備を引き続き進めます。

表　今後の主要な施設の整備目標

種別	名称	備考
河川	境川	総合的な治水対策（雨水の流出抑制対策）

（６）その他都市施設

人口動態や市街地整備の動向などの自然的・社会的特性を踏まえつつ、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境の保持を図るため、廃棄物処理施設 、火葬場、教育文化施設については、適切な規模等を検討のうえ、それぞれの施設ごとに機能の維持管理・更新等を計画的に実施します。

❶廃棄物処理施設

各務原市北清掃センター（ごみ処理）及び各務原市クリーンセンター（し尿・浄化槽汚泥処理） については、適正な処理ができるよう現施設の機能の維持管理を図ります。

❷火葬場

瞑想の森市営斎場については、周辺環境との調和や環境保全上の対策を考慮しつつ、計画的な修繕等を行い、現施設の機能の維持管理を図ります。

❸教育文化施設

小中学校、特別支援学校施設については、安心して快適に学習に取り組むことができる環境を整えるため、計画的な改修及び建替により適切に維持管理を図りつつ、将来的な児童生徒数の減少を見越し、学校施設の適正規模及び適正配置について検討します。

なお、適正規模及び適正配置による学校施設の再編等に当たっては、「学校建替基本方針（令和６年度策定）」に基づき、既存の学校敷地での改修又は建替を基本とします。

また、学校施設には地域の核となる防災や地域コミュニティの拠点としての機能があることから、再編等により生じた新たな学校施設及び学校跡地についても、都市計画決定の変更を含め、持続可能で安心・安全な地域づくりを推進します。

その他教育施設についても、将来を見据えた教育環境における施設の必要性を鑑み、その在り方について都市計画決定を含め検討します。

3　市街地整備

現在形成されている市街地における都市基盤の整備や利便性の確保に努めるとともに、防災性の向上に向け建物が相当程度密集する地区での準防火地域の指定の検討や浸水多発箇所の排水機能の充実、ブロック塀の倒壊対策（生垣等沿道緑化助成）などを促進します。

また、高齢社会の到来を見据え、鉄道駅周辺等公共交通の結節点周辺において、都市機能を集積することにより、コンパクトな市街地を形成するとともに、自動車に依存することなく暮らすことができる環境づくりや、既存商店街の活性化支援につながるような道路及び駐輪場等の整備を促進します。

市街地の整備にあたっては、環境負荷の低減や美しい都市景観の創出を図るため、市街地の緑化（建物屋上・壁面や敷地の緑化促進、一定規模以上の建築・開発行為に対する緑化等）や道路・公園等の基盤施設の緑化を進めます。

以上の点を踏まえ、市街地整備は以下の基本方針のもとに進めます。

❶東部拠点の整備継続

本市の東の玄関口として、鵜沼駅前広場、新鵜沼駅前広場、自由通路の整備、組合施行による土地区画整理事業（鵜沼駅東部、鵜沼駅東部第二、鵜沼駅東部第三土地区画整理事業）が完了しています。

今後は、市の都市拠点の一つとして、鵜沼駅・新鵜沼駅周辺地区における低未利用地の利活用、高度利用を進めるとともに、それらと連携した駅周辺の整備を進めます。また、城山地区では、名勝木曽川や歴史的文化遺産として保全を最優先に、今後の活用を検討します。

❷西部拠点の整備継続

本市の西の玄関口として、学びの森や欅通り、各務原市役所前駅周辺の整備のほか、新那加駅周辺において、駅舎、連絡通路や移動経路等、民間企業と一体となってバリアフリー化に取り組んできました。

今後は、各務原市民公園や学びの森で生まれているにぎわいを、商店街などの周辺エリアに波及させ、一体的な賑わいの創出、エリア価値を向上させる取り組みを推進します。

❸新たな土地区画整理事業の検討

市街化区域において未利用地の残る地域において、土地区画整理事業による良好な住環境の形成を促進します。

❹駅・駅前広場

本市の各駅の利用者は、徒歩・自転車が大部分を占めているものの、主要駅は各務原ふれあいバスの乗継拠点であるとともに、自動車による送迎もみられます。このような駅前広場の利用実態を踏まえ、交通結節点である新那加駅周辺のバリアフリー化や蘇原駅の駅前広場整備などに取り組んできました。

今後も引き続き、鉄道等の公共交通利用の利便性を高めるため、地域生活拠点である六軒駅、名電各務原駅を皮切りに、他駅についても順次駅前広場整備の検討を進めます。

4　関連分野

（1）景観

本市は、旧中山道沿いの旧鵜沼宿や旧東山道沿いの旗本徳山陣屋公園、村国神社周辺、川島地区に残るごんぼ積みなどの歴史的・文化的な景観や、木曽川、各務野自然遺産の森、市民公園や新境川などの自然景観が多く存在しています。

なお、本都市計画マスタープランにおける景観の方針は「各務原市景観計画」を受けるものとしています。本市は、平成 17 年２月に岐阜県内で初めて景観行政団体として岐阜県から移行し、平成 18 年３月に市全域を景観計画区域とする「各務原市景観計画」を策定しました。策定後においては、景観地区として３地区を決定するとともに景観計画の重点風景地区として 30 地区が決定済です。

今後も引き続き、市全域及び各々の地区独自の景観計画に沿いながら、良好な景観形成に向けた規制・誘導を図るものとします。また、新たな大規模開発や土地区画整理事業が行われる場合は、景観計画による良好な景観形成を検討していきます。

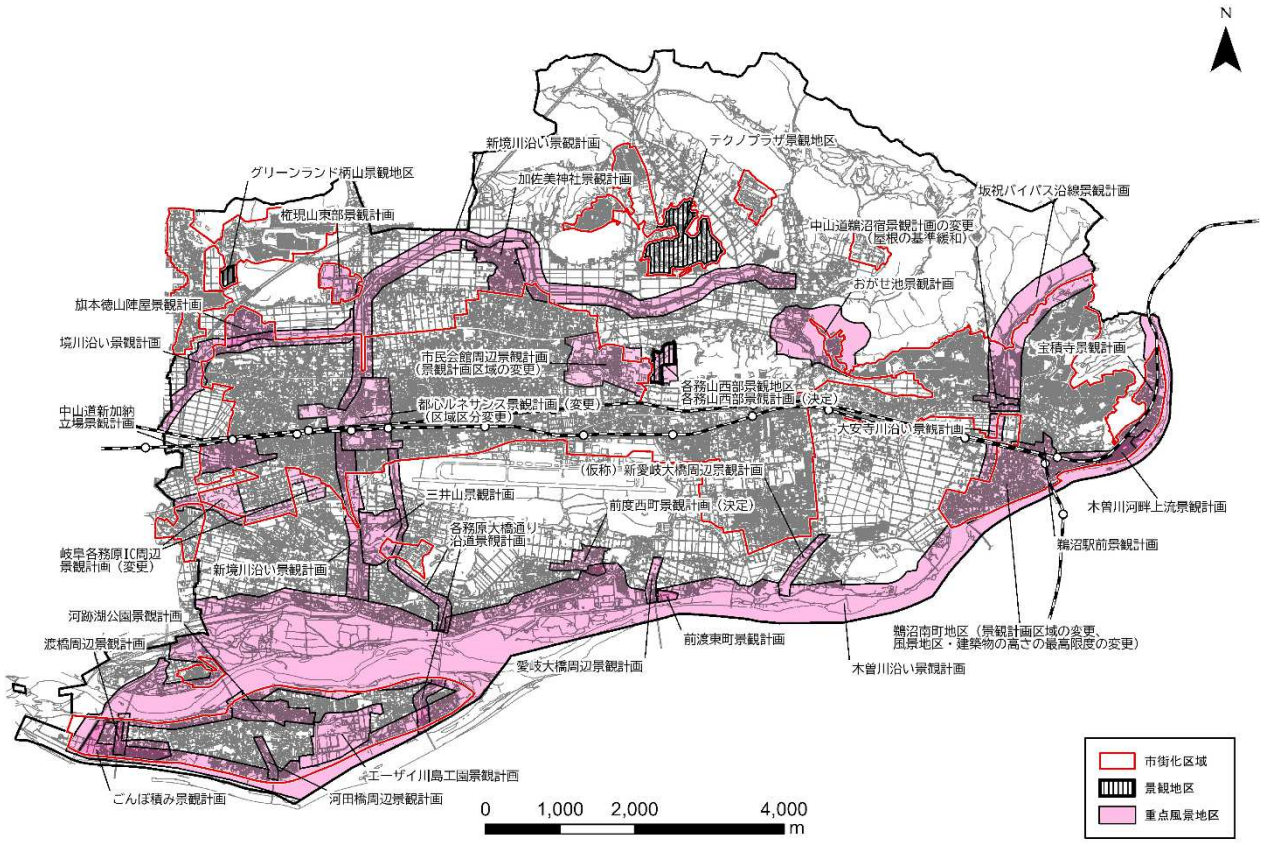

図　景観計画の決定状況

テクノプラザ景観地区

グリーンランド柄山景観地区

各務山西部地区景観地区

❶歴史的・文化的な景観

地域の歴史や伝統を受け継ぐ歴史的・文化的資源を維持・保全するとともに、これらの要素をつなぎ、周辺環境と調和した景観形成を図ります。

村国神社

旧中山道の街並み

旗本徳山陣屋公園

ごんぼ積み集落

❷自然景観

本市の特徴である広大な木曽川、河岸段丘から望む眺望、市街地背後に広がる田園地域などが形づくる水平的な広がりの豊かな景観を維持しながら美しいまちなみの景観形成を図ります。

市民公園

各務山周辺

木曽川と北部の山並み

（２）歴史・文化

中山道、木曽川及び航空機産業の歴史・文化は、本市の都市形成過程において重要な要素です。今後もこれらの歴史・文化を継承していくため、以下の方針を示します。

❶中山道（歴史街道）

中山道鵜沼宿及び苧ヶ瀬池並びに村国座をつなぐ中山道、おがせ街道等の道路沿道を本市の主要な歴史資源・地区を結ぶ『各務野歴史街道』と位置付けられており、その維持・保全に努めるため、今後も引き続き整備の検討を行うほか、皆楽座、村国座等の主要な歴史資産の有効活用により交流人口の増加を図ります。

❷木曽川

川島地区には木曽川の水害から身を守るために、家屋の基礎として玉石積み（ごんぼ積み）を多く使用しており、豊かな自然及び個性ある景観が残されています。今後は、地元住民のごんぼ積みに対する保存意識の醸成と、当地区の魅力を発信するまちづくりを進めます。

また、歴史的・景観的資源である城山については、歴史的文化遺産として保全するとともに、木曽川の自然環境や対岸の犬山城と一体となった優れた景観を活用したまちづくりに取り組みます。

❸航空機産業

1917 年（大正６年）に陸軍演習場が設けられた各務原台地に『各務原飛行場』が設置されたことにより、1937 年（昭和 12 年）に川崎航空機工業岐阜工場が立地し、併せて、工場従業者用の社宅も多く整備されました。これは、本市の都市化の源であり、今日も航空機産業は本市の基幹産業です。この航空の歴史を紹介する岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の更なる充実を図りつつ、その周辺地区については、川崎重工業ホッケースタジアム等の集客施設と連携を図りながら、航空宇宙産業のまちにふさわしい魅力を有した施設誘致等、地域資源を活かし、より多くの人を引き付ける魅力を有した地区としていきます。

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

城山

（３）安全安心

令和６年能登半島地震では、木造住宅などの倒壊が多く発生したことから、住宅の耐震診断や耐震化の重要性、ブロック塀の危険性について、さらなる普及啓発に努めるとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることからも、引き続き地震対策を積極的に推進します。

風水害については、前線や低気圧などの影響等による集中豪雨や、局地的大雨（ゲリラ豪雨）が毎年全国各地で発生し、大きな災害をもたらしているため、流域治水対策を推進するとともに、都市部における、内水浸水対策にも取り組み、被害の軽減を図ります。

さらに、本市の市街地の一部では、火災が発生した際に、延焼が拡大する恐れのある木造密集住宅地のほか、狭あい道路が多く、緊急車両の通行に支障を来す恐れがある地区なども存在することから、さらなる防災対策の推進を図ります。

このような方針を踏まえ、本市では、引き続き積極的に防災対策や交通安全、防犯対策に取組み、「安全・安心なまちづくり」の推進に努めます。

❶防災

〇防災拠点の整備・強化

- 都市公園の整備推進により、一時退避場所の充実を図ります。
- 都市公園における公園施設について安全対策の強化を図る観点より、計画的に公園施設長寿命化事業を推進します。
- 避難所の備蓄品や設備等の充実を図り、避難所における良好な生活環境の確保に努めます。
- 都市計画道路や市内の主要な道路の整備を推進することで、緊急輸送道路及び各務原市緊急避難・消防救難活動道路としての機能向上を図ります。
- 橋梁をはじめとする道路ストックの修繕を計画的に実施するとともに、橋梁耐震補強計画に基づく事業を推進することで、道路ネットワークの信頼性や安全性を確保します。

〇居住環境における防災機能の向上

- 建築物等耐震化促進事業（木造住宅耐震化診断、木造住宅耐震補強工事助成）を推進します。
- 建物の不燃化、耐震化においては防災対策を総合的に展開します。
- 狭あい道路の解消やそれにあわせたブロック塀等の除却を官民協働で推進します。

〇地域防災力の基盤となる地域コミュニティの強化、情報発信

- 避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。
- ハザードマップ（洪水、内水、土砂災害、地震、ため池）等により、災害の発生する可能性のある区域の情報提供に努めます。

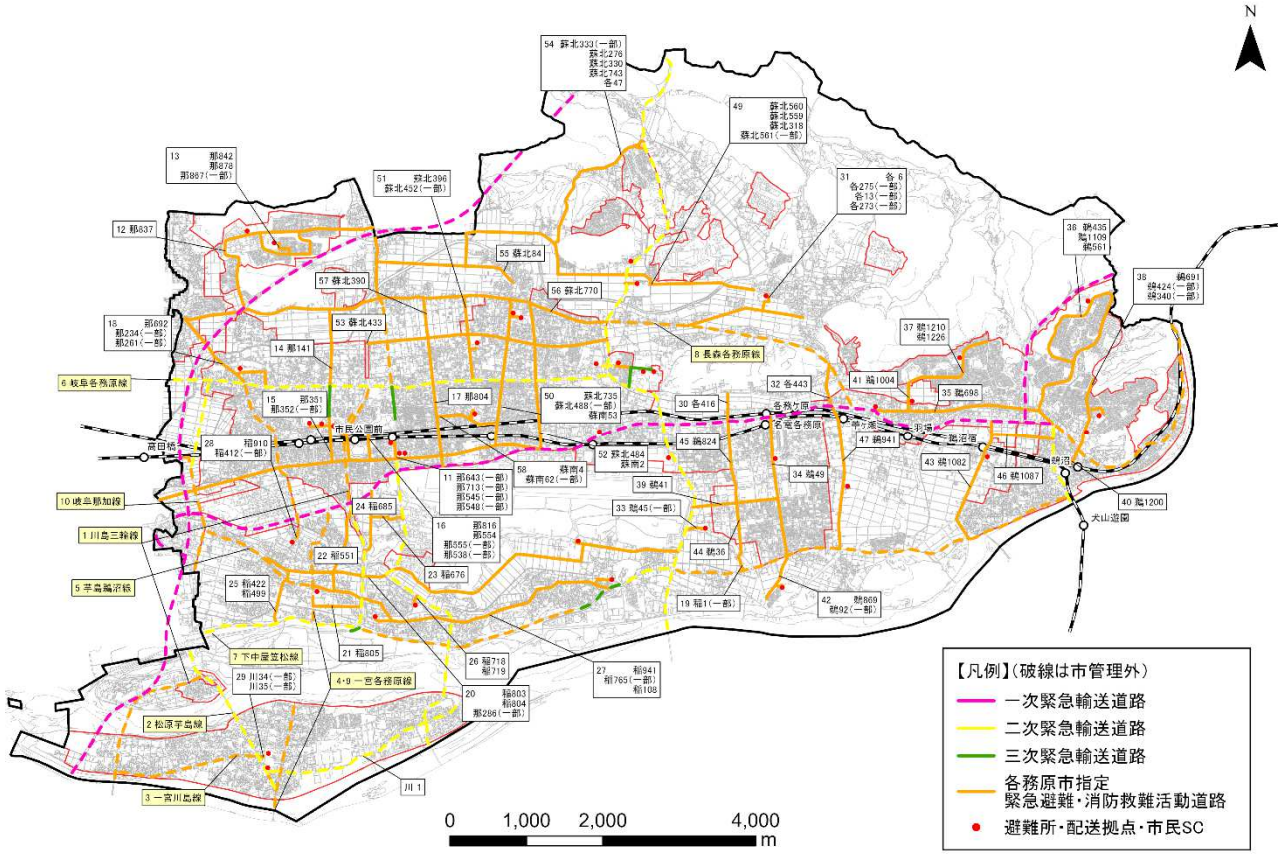

図　緊急避難・消防救難活動道路　位置図

❷交通安全、防犯

○都市拠点における安全対策の強化

・ 公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉機能等の都市機能の集積やバリアフリーの促進等、高齢者や障がい者、子ども・子育て世帯に配慮した都市施設の整備を進めます。

○居住環境における交通安全対策

・ 通学路のカラー舗装等の交通安全対策を継続的に取り組みます。

・ 空家の利活用の推進、空家所有者に適正な管理を促すことで、住環境の維持を図ります。

○防犯対策

・ 防犯灯の設置や自治会が設置する防犯カメラへの設置支援等、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりに努めます。

（４）環境対策

地球温暖化の進行や生物多様性の危機などの自然環境問題など、環境施策を取り巻く状況や環境保全に関する社会潮流が大きく変化している中、環境問題への意識の高まり等を受け、多様化する環境問題に適切に対応するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに相互に連携・協力し、以下の方針に沿った環境負荷の低減につながる都市づくりを積極的に推進します。

❶都市環境

〇環境基本計画の基本方針に沿った各種事業の推進

- 「みんなで未来につなげる美しい各務原」を基本理念に掲げ、これに基づき、環境意識の向上や循環型社会の形成、環境の保護・保全などの様々な課題に対応するための基本方針を定めています。これらに沿ってそれぞれに「市民」「事業者」「行政」の取組を定め、美しい環境形成を図ります。

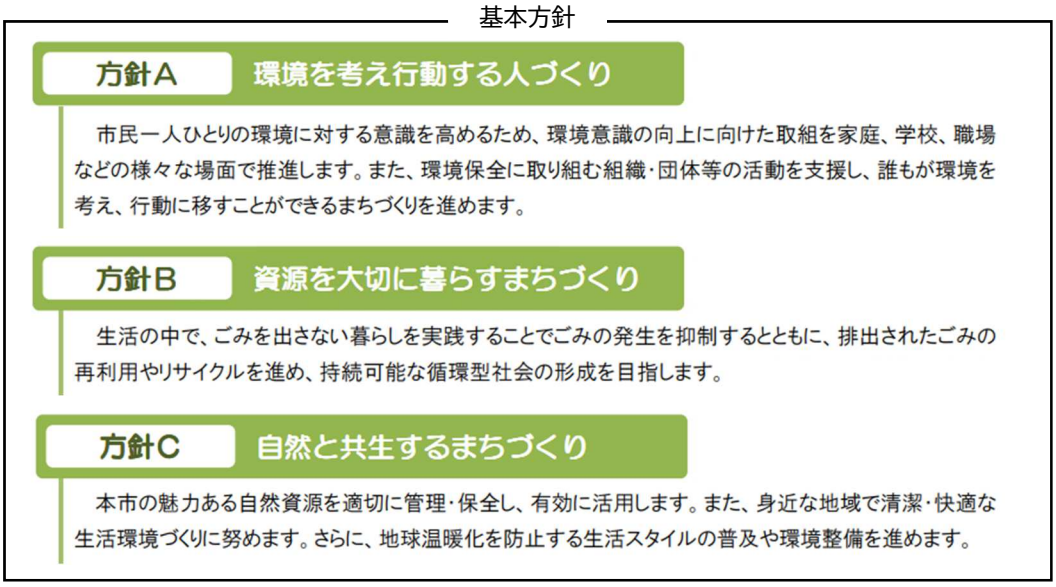

〇居住環境における環境対策

- 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や合併浄化槽の普及を推進します。
- 長期優良住宅の普及を促進し、住宅の劣化対策、省エネルギー性の向上を図ります。
- 環境に配慮した建設工事や建設資材、廃材のリサイクルの促進、緑ごみリサイクルの取り組みを引き続き行います。

❷自然環境

本市の自然環境の特色や魅力を活かし、森林・緑地・水辺系地域については、その保全に努めます。また、今後も引き続き賑わいと交流を生み出す緑のオープンスペースを活用していき、新たに創出される空間も含めてグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組）の考え方で自然環境が有する多様な機能をまちづくりに活用していきます。

（５）市民協働

今後の都市づくりにあたっては、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、市政や地域の課題を共有し、様々なアイデアや具体的な提言をもとに、市民、市民活動団体、企業、行政等が連携・協力しながらその推進を図るものとします。

❶まちづくりへの参加機会の充実

・都市計画提案制度などの活用により、地域住民や民間事業者など、多様な担い手の様々なアイデアや具体的な提言による協働のまちづくりを進めます。
・説明会や公聴会、パブリックコメントを実施するなど、都市計画の策定段階から市民等の意見やアイデアを反映する機会の創出に努めます。
・まちづくりの担い手を支援する取組を継続的に行い、新たな担い手を発掘、育成することで、地域で活躍する人材を支援するとともに、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

❷市民活動団体や民間事業者との連携

・事業実施後の維持管理までを念頭においた、効率的・効果的な計画づくりが求められることから、民間活力導入の取り組みを検討します。
・様々なまちづくり活動の情報を発信し、市民活動団体や民間事業者同士が結びつく機会の充実を図り、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。